

埼玉まなびいプロジェクト協賛事業実施要項

1 趣旨

学ぶ喜びとふれあいの輪を県内各地に広めるため、「埼玉まなびいプロジェクト協賛事業」を実施する。

これは、平成8年度から実施してきた「学び輝く彩の国県民運動協賛事業」並びに平成21年度に開催した「まなびピア埼玉2009」市町村主催事業、参加事業及び協賛事業の成果を受け継ぎ平成22年度より開始したもので、行政、NPO、各種団体、企業などが主催する生涯学習に関する事業とする。

2 主催者

国、県及び市町村（独立行政法人等を含む。）、企業、団体、学校、公益法人、報道機関

3 実施期間

4月から当該年度3月まで

4 対象事業

実施期間内に、埼玉県内で行われる事業（教育、文化、芸術、健康、環境、レクリエーションなどに関するもの）で、一般来場者への公開が予定されているもの。

ただし、次のような事業は対象としない。

- (1) 政治的活動や宗教的活動を目的とするもの。
- (2) 国際交流・国際親善を阻害するおそれのあるもの。
- (3) 出演者・来場者等に危険を及ぼすおそれのあるもの。
- (4) 営利を目的としたもの。
- (5) 公序良俗を乱すもの。
- (6) その他「埼玉まなびいプロジェクト協賛事業」の趣旨に照らして、不適切と認められるもの。

5 協賛の特典

- (1) 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課のホームページ等で広報、周知する。
- (2) 申請により生涯学習のマスコット「マナビィ」の着ぐるみの貸し出しを行う。（着ぐるみの貸し出しは別に定めた規程に従う。）

6 協賛の方法

事業名に「埼玉まなびいプロジェクト協賛事業」を冠として付記することができる。チラシやポスターなどにも明記することができる。

7 協賛に係る手続

- (1) 協賛事業を実施しようとする機関等は、別紙様式1と事業内容が分かる資料（開催要項、プログラム等）を埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課へ、実施の1か月前までに提出する。（ただし、当課からの協賛依頼から1か月以内の事業については、その限りではない。）
- (2) 協賛事業を実施した機関等は、終了後、速やかに別紙様式2により参加者数を報告する。

8 その他

- (1) 協賛に係る費用は無料
- (2) 協賛に伴う事業費補助は行わない。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から適用する。